









県が行う護岸整備にあたっては、訪れる人々がより海に親しむ開放的な空間整備を促進するように以下の点を要望していきます。

- ①護岸の高さはできるだけ低く抑える
- ②護岸を低く抑えるために海側と陸側の両方での対策検討
- ③護岸部分に人が三番瀬にふれあえる十分なプロムナード空間を確保する
- ④三番瀬の原風景の再生
- ⑤陸側の塩害防止を図る海岸形状と一体となった護岸整備

